

# 西宮市総合計画審議会

## 第2部会（第8回）

日時：平成20年10月30日（木）

場所：西宮市役所813会議室

時間：13：00～15：08

（開会 午後1時00分）

上田副部長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、西宮市総合計画審議会の第2部会を開会いたします。

まず、本日の委員の出席状況を事務局から報告願います。

田村総合計画担当グループ長 現時点で、一人お見えではないですが、15名中8名のご出席をいただいております。

上田副部長 ただいまの報告のとおり、出席者が15名中8名ということで、過半数に達しておりますので、本日の会議は成立しています。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日の審議項目ですが、前回審議しましたように、修正案について審議した結果について、他部会の意見も踏まえた再修正案が市の方から提出されています。それについてのご審議をしていただき、第2部会としての最終的なまとめを行っていきたいと思っています。

それでは、まず、本日配布されております資料について、事務局から説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 それでは、本日お手元に何種類か資料を置いております。前回、各論と共通項目の修正案をご審議いただきました。

先ほども副部長から触れていただきましたように、各共通項目は、他の部会でい

いただきました意見も含めてまとめております。それらを踏まえた再修正案をお示ししているものです。まず、それでは各論修正案における意見と市の考え方と書きましたA3一枚物の折り込み資料をお願いします。

まず、前回、各論修正案のご審議をいただき、その際、いただきましたご意見を踏まえた市の考え方をまとめております。それでは、上から順番にご説明いたします。

まず 15、地域福祉の推進です。こちらは2点ご意見をいただいております。民生委員の住所・氏名を宮っ子にいつ載せるのか。すぐにでも市政ニュースに掲載すべきである。そしてもう一つが民生委員は、他市でもいろいろな媒体を使って公表している。若い人はホームページだが、高齢者は広報紙が情報源ではないかと。そういうことを踏まえて検討してはどうかというご意見をいただいております。これにつきましては、ご意見を踏まえ、今後取り組んでいきたいと考えております。

そして次に 19、健康増進と公衆衛生の向上です。こちらは前回、市の考え方をお示した中で、一次予防についての指標化が困難ということであるが、健康づくり21では、そういうものも指標に挙げているのではないかとご意見をいただいておりますが、こちらは、その一次予防に関する指標よりも現在挙げております母子保健、成人保険、対物保険の代表的な事業の指標が手本として適当であると考え、現在の指標としています。そして、続きまして 21、医療保険・医療費助成・年金制度の安定です。こちら主要な施策展開になりますが、まちづくり指標のところでは特定健診に関するものばかりが指標として挙げられているのに、主要な施策展開では、特定健診に関するものがない。これは整合していないのではないかとご意見をいただいております。これは別途、お手元につけている資料で、再度の修正案を書いた資料をつけております。一番上が 21、医療保険・医療費助成・年金制度の安定です。そちらを見ていただきますと、主要な施策展開の(1)国民健康保険の適正な運営の2行目の中ほど、特定健康診査のデータに基づき、保健指導を行うとともに、健診とレセプトの両データを都合することによりという形で表現、内容を修正しています。

では、続きまして 22、災害危機に強いまちづくりです。こちらは、4点ご意見をいただいております。行政から市民に向けて、市民のすることがわかるように自助・共助・公助に属するものを分けて表記することはできないかということ。二つ目がこの施策においての行政の責任は重いと。自助を説明するのはどうかと思うというご意見。そして市と行政の関係は微妙で、個人・グループに積極的に働きかけていくことが必要ではないかというご意見。そして地域防災計画には自助・共助についても詳細に記述されている。ここでは地域防災計画に基づいて実施をしていくということを記述すればいいのではないかというご意見をいただいております。これらを踏まえ、各論の再修正案、21の次に22をつけております。

こちら災害危機に強いまちづくりの現状と課題の出だしの説明文のところにさらに防災活動を組織的に取り組むには公助（行政の対応）だけでは限界があり、自助（自分の身を自分の努力によって守る）と、共助（地域や近隣の人がお互いに協力し合うとの連携、共同）を推進する必要がありますという形での記述を追加しております。

では、続きまして、23、消防救急救助体制の充実では、一つご意見をいただいております。消防はよく頑張っているが、道路が狭くて消防車や救急車が入れないところがある。これを何とかすべきではないかというご意見をいただいております。これにつきましては、他の施策になりますが、37、良好な市街地の整備において土地区画整理事業などに取り組んでいきますということです。そして次に24、道路の整備では、1点ご意見をいただいております。主要な施策展開の（1）などの中には山手線が含まれている。なぜ進まないかは住民の意思であり、住民との協議、合意形成も記述しておくべきではないかというご意見です。こちらは、この24の基本方針のところに沿道住民の理解と協力を得ながらと記述しており、それに基づいて取り組んでいきたいと考えております。

それでは、続きまして、次の25、公共交通の利便性の向上です。こちらは3点ご意見をいただいております。まず、主要な施策展開におきまして、地元主体を記述し

ているが、コミュニティバスについては必ずしも地元コミュニティが対応していないところがある。どうしていくのかが見えてこないというご意見です。これにつきましては他市のコミュニティバスの成功例等を見ますと、住民側にその機運があるかどうか大きいということでこの記述にしております。

そして、修正後のまちづくり指標すべてがバス関連の指標になったと。環境対策では、鉄道の方がすぐれているので、鉄道に関する指標も検討してはどうかというご意見をいただいております。これにつきましては、ここに書いておりますように、本市の公共交通網はJR、阪急、阪神の鉄道各線及びそれを補完する阪神・阪急バス路線で構成されており、おおむね市内の生活圏をカバーしていますが、一部地域においては公共交通が不便な状況となっており、現状バス路線の利便性向上や新たな路線設置の要望があるため、まちづくり指標は3指標ともバスに関するものとしています。

また、まちづくり指標に関し、バスの乗車数を上げていくのはどういう見込みで取り組むのかについては、南北バスだけではなく、既存路線の改善などに取り組みでいきたいということです。

続きまして 26、水の安定供給です。こちらは、上水と工業用水をまとめて記述しているので分けた方がいいというご意見です。これにつきましては、現在 26は上水に関する記述だけでしたので、今回、ご意見を踏まえ、工業用水に関する記述を追加しております。再修正案は、後につけております。 26、水の安定供給の修正案になります。現状と課題の一つ目に、また工業用水道の浄水場1カ所についても更新時期を迎えつつあり、今後の施設整備が必要となっていますという表現を加え、主要な施策展開では(2)施設整備と透明性の高い事業運営の最後に、また工業用水道事業においては、老朽化している施設について工業用水道施設更新計画に基づき、耐震化を含め施設整備を進め、安定給水を図りますという記述を追加しております。

それでは、あと 30、防犯対策の推進です。現状と課題につきましては、目に見えない犯罪のことを記述しておくべきではないかというご意見をいただいております。こ

れにつきましては、ご意見を踏まえ記述の追加を行っております。次の 30、防犯対策の推進のところでは、こちら現状と課題の最初の部分、1行目になりますが、近年、子どもをねらった犯罪や路上強盗が頻発している中、新たに振り込め詐欺やインターネットを使った犯罪が発生するという内容に記述変更しているものです。

各論の修正案についていただきましたご意見と市の考え方、そして再修正案の説明は以上です。

続きまして、共通審議項目、基本構想、そして基本計画総論の修正案についていただいたご意見とそれを踏まえた再修正案をご説明します。

資料としては、同じような形でA3、今度は3枚を綴じ込んだものです。上のところに共通審議項目の修正案に対する意見と市の考え方と書いている資料、そして基本構想の再修正案を資料としてつけております。この二つを使い説明いたします。

それでは、再修正案の表紙1枚をめくっていただいたところに目次がございます。このいただきました意見と市の考え方の最初のところです。まず構成についてのご意見は基本構想の構成は人が読み進めて理解していく順に即していないと思われる。構成を全文、計画とは何か、どう活用するか、どのような背景をもとにつくられたかに改めるべきであると。目次の順番のことをおっしゃっておられます。これについての市の考え方は、修正案における見出しは異なりますが、内容はいただいているご意見の構成の並びで記述しているため、見出しを変える必要はないと考えております。

そして、この再修正案の1ページになります。こちらのところに市民にわかりやすい計画とするために、地方自治法の規定による計画であることを記述すべきではないかというご意見です。これにつきましては、総合計画は地方自治法の規定による計画であること。そういった内容は、資料や概要版の中で記述する方が適切であると考えており、この中には記述しません。

それでは続きまして、再修正案の2ページをお願いします。

第2の総合計画の役割と目標年次のところです。こちらにも一つご意見をいただい

ております。市民にわかりやすい計画とするため、総合計画の期間の表、2ページの一番下に載せています総合計画の期間の表、この中に市長マニフェストの期間を入れるというご意見です。これにつきましては書いているように、総合計画の期間とマニフェスト期間の整合性を図ることは考えておりませんので、この表の中に期間を入れる必要はないと考えております。ただ、前回、修正案でお示したように、マニフェストは、記述の中で、実施計画について市長のマニフェストを踏まえてといった内容で記述しています。

それでは、次の3ページになります。全総合計画によるまちづくりにつきまして、四つご意見をいただいております。人口と財政の見込みが想定を上回ったことについて、その結果も含めもっと丁寧に記述する必要があるのではないかというご意見ですが、こちらは、修正案でお示したように、基本計画の見直しや3次にわたる行財政改善の実施、住宅開発の抑制指導等の記述をしており、現在の記述が適切であると考えております。

そして二つ目になります。想定した見込みを上回るのではなく、もともと過大な歳入を見込んだということではないか。平成10年の予算が既に大幅に見込み違いとなっていたにもかかわらず、当初の計量経済学的手法に固執したのが原因ではないかというご意見ですが、計量経済学的手法は、長期的予測に最も適していると考えており、特に過大に見込んだものではないと考えております。

そして、三つ目になります。コミュニティ意識の醸成という言葉が唐突に出てくるが、総括にコミュニティ意識の問題は出てこない。全総合計画でコミュニティ意識の希薄が進んだという総括がなければ、これは出てこないのではないかというご意見ですが、これにつきましては、第三次総合計画においても取り組みを行ってまいりましたが、まだなお不十分であり引き継ぐ課題として記述しているものです。

そして、ご意見の四つ目、震災の教訓は、第三次において記述している教訓、減災や支え合いと一致していないのではないかというご意見ですが、修正案で入れている

記述は、教訓を踏まえたものであると考えております。

そして、この3ページの下線を引いた部分です。こちら再修正をする部分で、記述内容や表現を精査し、平成7年の阪神淡路大震災の貴重な教訓である災害に強いまちづくりや福祉・防災・防犯など市民生活における安心・安全の確保といった内容に記述を修正します。

それでは続きまして、再修正案の4ページから6ページにかけての時代の潮流です。この時代の潮流に関しては、ご意見として4ついただいております。まずICT、グローバル化により市にどんな課題が出てくるのかよくわからない。これらを時代の潮流に挙げるのは問題である。また生活圏の広域化をどう考えるのか。グローバル化は何もよいことばかりではないというご意見です。これにつきましても、まずICTは、情報セキュリティの強化などの課題があると考えています。またグローバル化も、人・物・金・情報が国境を超えて行き交い、交流が進むという点で、本市にとりましても市民の交流活動などの課題があると考えております。生活圏の広域化は、それをどう考えるのかということではなく、その潮流が本市のまちづくりにもたらす課題について記述しているものです。

そして、ご意見の二つ目になります。安心・安全に対する意識の高まりを項目に入れるべきである。またグローバル化と姉妹友好都市、外国人住民への配慮は一貫性がないため、削除するべきであるというご意見です。こちらはまず、安心・安全に対する意識の高まりは、市として社会の構造的な面における大きな変化を記述しています。安心・安全は普遍的な市民の意識であり、その意識が高まることは、まちづくりにとって大きな課題ではありますが、ここで言う時代の潮流には当たらないと考えております。また、グローバル化は、一つ目のご質問と同じ考えです。

そして、ご意見の三つ目になります。生活圏の広域化は従来から十分進んでいると思うが、今回、わざわざ取り上げたのは、特にどのような現象を10年前と比べて潮流化していると考えたのかというご意見です。これにつきましても、確かに生活圏の広

域化はこれまでも進んでまいりましたが、今後は阪神難波線の開通など、この流れが続いていくと考えており、ここに記述しています。

そして、ご意見の四つ目になります。グローバル化において資本は含まれないため人・物・金とするべき。こちらの方はもともと人・物・資本・情報と記述していましたが、ご意見を踏まえ人・物・金に修正しております。5ページの(5)グローバル化の進展の1行目中ほどになります。こちらで修正しております。

それでは、続きまして、この再修正案7ページ、8ページになります。まちづくりの主な課題です。こちらにつきましても四つご意見をいただいております。まちづくりの課題では、教育・福祉を柱立てすべきではないかというご意見です。こちらにつきましましては、福祉・教育、それぞれを縦割りの一つの柱にはしませんが、内容につきまして時代を担う子どもの成長、安心・安全のまちづくりの中で教育・福祉の充実についての記述を入れていく修正をいたします。二つ目のまちづくりの主な課題で、福祉施策が分散して書かれている。福祉を一つの柱にするべきである。また、まちの活性化は文全体が何を活性化と考え、何に取り組もうとしているのか理解しがたい、大幅な修正か削除を具申するというご意見です。福祉につきましましては、縦割りの一つの柱にはしないということで先ほどと同じです。ただ、福祉の充実についての記述内容を修正いたします。また、まちの活性化はご意見、趣旨を踏まえ、修正するものです。

ご意見は、三つ目、時代の潮流を踏まえというのに地方分権、ICT化、グローバル化、生活圏の広域化に対応した課題が抜け落ちているのではないかというご意見ですが、こちらはまちづくりの主な課題の際の説明にも書いていますように、まちづくりにおける主な課題を抜き出して記述しているものです。

そしてご意見の四つ目、5番、(5)まちの活性化は、複合商業施設云々と手放しで連載しているが、部会議論を踏まえたものではないというご意見です。これはご意見を踏まえてその内容を修正します。その修正した内容は、まず7ページ、(1)で、もともとは「地域コミュニティの活性化」という記述でしたが、こちらは「コミュニ



「意識の醸成」に表現を変えました。その上で、中身も少子高齢化や核家族化の振興、市民意識の変化などにより人々の地域社会への帰属意識や人と人のつながりが希薄化しつつあるとしています。今後、元気な高齢者が増加し、また定年退職を迎える人々が順次地域社会に戻ることが予測され、一方で地方分権の進展に伴い、市民が主役のまちづくりを可能にする状況が生まれつつある今日、市民の自主的な地域活動等の展開は大きな課題となっています。という形に修正しております。

また、次の時代を担う子どもの成長につきましても、教育は子どもの学力だけでなく、他人や社会とのふれあいや交流を通して、人間性や社会性を習得し、たくましく生きる力を培う重要な取り組みですという記述にしました。また行政をはじめ家庭や地域、学校・保育所・企業などが一体となって子育てに取り組んでいきますという記述に改めております。

また、そのほか、以下の表現も、内容を精査して修正しております。

そして、3番の安心・安全なまちづくりにつきましても、まず福祉の充実はすべての人の願いです。少子高齢化の進展など、社会経済状況が大きく変化する中で、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で互いに支え合い、生涯にわたって安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることが求められていますという内容に修正しております。

また、以下の4行も内容を精査して、表現を修正しております。そしてご意見にありました8ページの(5)、もともとは「まちの活性化」でご提示した内容ですが、「産業のさらなる活性化」に改め、内容も修正しております。「まちづくりを進める上で産業の活性化は重要な課題です。近年、本市は大阪・神戸のベッドタウンから市内に職場のある職住近接スタイル都市へと変化しつつあります。また高速道路網や公共交通機関の整備などによって多くの人が本市を訪れる可能性が高まっています。こうした中であって大型小売店と既存商業との共生や経営革新への支援、生活関連サービスの創出などによる起業、雇用の促進、市民がまちの魅力を実感するとともに市

民が訪れ、楽しむ都市型観光の振興などの取り組みを進めていくことが求められています。」という内容に修正します。

それでは、続きまして、このA3の意見一覧の2枚目、2ページ目になります。基本構想の再修正案では9ページになります。こちらの方でまちづくりの基本目標について9つのご意見をいただいております。まず、来訪者とのふれあいがまちづくりの基本目標になるのか。基本目標は「持続可能な文教住宅都市西宮、豊かな社会の実現を目指して」にするべきであるというご意見です。こちらは、ふれあいは人と人、人と自然、人と文化、それぞれのふれあいを意味しております。また基本目標はどのようなまちを実現するのか、その姿を凝縮した言葉で端的に示すものと考えており、ふれあい 感動 文教住宅都市西宮は、本市が文教住宅都市としての特性にさらに磨きをかけ、一層を発展していく動的なまちの姿を示していることから、これでいきたいと考えております。

そして、続きまして、ふれあい感動は、キャッチフレーズとしてなら理解できるが、目標というには唐突感がぬぐえない、実務的な言葉で目標とするよう具申する。あるいは、ふれあい感動の感動は、抽象的な尺度に基づくもので理解しにくい。これが50万人都市の目標になるのかというご意見。続きまして感動とはどういうまちづくりなのか、修正後の説明でもイメージがつかみづらいなどです。ふれあい・感動は、先ほども説明したように、文教住宅都市としての特性にさらに磨きをかけ、一層発展していく動的なまちの姿を示していると考えており、これでいきたいと考えております。そして次のご意見で、感動はどうしていくかは実際には難しいが、市民の目を引きつけ、総合計画に興味を持ってもらえる言葉ではあるというご意見をいただいております。それにつきましてはご意見のとおりであると考えております。

そして、続きまして、説明文になりますが、生活圏の広域化などにより交流人口の増加などによりと記述しているが、根拠は何かと。従来と比べ特に広域化したというのは何を指しているのかというご意見、次に交流人口の具体的な予測があるのか。ま

たふれあいとは入ってくる人とのふれあいなのか。考え方が違ってきたのではないかというご意見です。

まず、交流人口の予測はしておりませんが、先ほどの生活圏の広域化のところでもご説明したように、阪神難波線の開通など、交通網の整備により広域化はなお続いていくと考えております。また、ふれあいは、先ほどと同じで人と人、人と自然、人と文化のふれあいを意味していると考えております。

そして、次のご意見で、修正することによって中核市と阪神間の中核都市の使い分けが不明確になっている。原案の記述の方がよかったのではないかというご意見です。こちらの使い分けそのものは、原案と修正案、ともに同じであると考えておりますが、中核都市、中核市の混同を避けるために、中核都市の表現は修正しております。

また、次のご意見で原案にあった「物資的な豊かさより心の豊かさ、成長拡大より生活の質の向上」という表現をなぜ除いたのか。各論における議論では箱物よりソフトという流れであったので、残しておくべきではないかというご意見につきましては、ご意見を踏まえてそのとおり修正するものです。

次に9ページでは3ヶ所、修正しています。まず、下線を引いた部分で、阪神間都市圏における住宅・文教・スポーツレクリエーションの広域的な役割を担いつつ、着実に発展を遂げてきましたという形で、中核都市の表現を除いています。そして、下線部を引いた二つ目になります。さらに今、人々は物質的な豊かさより心の豊かさを。成長拡大より生活の質の向上を求めています。環境景観文化などがかもし出すまちの雰囲気、都市の品格といったものがまちづくりの重要な目標となっていますということで、ご意見を踏まえて表現を戻しているものです。

そして、三つ目の下線部分になりますが、こちらは、表現内容、記述内容を精査して、自主的な市民活動、子どもの健やかな成長、地域で支え合う福祉など、安心・安全の確保といった内容の記述を追加しております。

それでは、再修正案の10ページをお願いします。

将来のまちのイメージです。こちらにつきまして、二つご意見をいただいております。まず、まちのイメージは基本政策とする方が理解しやすいのではないかというご意見です。こちらにつきましては、基本目標が凝縮された言葉で端的に示されているのに対し、この将来のまちのイメージは、その内容をわかりやすく具体的に示すものとして設定をしているもので、基本政策ではないと考えております。したがって、基本政策だとかえって基本目標との関係がわかりにくくなると考えております。

また、二つ目のご意見として、この将来のまちのイメージの一つ目、市民一人ひとりが輝いて生きるまちの輝くという表現が実存的ではない。何々に生きがいのあるまちとか、何々に充実してあふれるまちなどの表現を検討すべきであるとのご意見ですが、この将来のまちのイメージは、市民主体の策定委員会における議論等を踏まえて設定したものであり、このままでいきたいと考えております。

そして、この将来のまちのイメージ、10ページになりますが、このうちの(3)みんなが安心して暮らせる安全なまちのところは、表現内容を精査して、若干修正しております。年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい快適な生活空間、ユニバーサルデザインが行き渡った地域社会の中で、すべての市民が互いに支え合い、助け合って生き生きと暮らせるまちをつくり出すという内容に修正しています。

それでは続きまして、再修正案の11ページから13ページにかけての施策の大綱のところです。こちらも、4点ご意見をいただいております。まず12ページにあります4、うるおい・かいてきは、将来のまちのイメージ、水と緑ゆたかな美しいまちについて設定していますが、このまちのイメージ、水と緑豊かな美しいまちの施策に循環型社会の形成等が入るのはおかしいのではないかと。これは分けた方がいいのではないかとご意見です。こちらの将来のまちのイメージとこのキーワードは、従来からご説明していますように、将来のまちのイメージだけでは市の行っているすべての施策をくくることはできません。そのため、それを膨らませてそれぞれのイメージにふさわしいキーワードを設定したものです。例えば、今の水と緑豊かな美しいまちには、う

るおい・かいてきというキーワードを設定し、このキーワードによって資源循環型社会の形成をくくっているものです。

それでは、二つ目のご意見、このまちにしかない主体性を発揮し、他に貢献していく気概を持つことがまちへの誇りにつながることから、甲子園を活用した青少年応援事業の推進につて一項目設けることを具申するというご意見です。この甲子園を活用した青少年応援事業は、青少年施策を推進する中での課題と考えております。また、甲子園球場そのものの活用は、プロジェクト等で対応していくものと考えております。

そして、三つ目のご意見で、施策の大綱としては、まちのイメージをそのまま持つてくることを具申するというご意見です。こちらは、一つ前のご意見と同じで、このまちのイメージだけではすべての施策をくくることができませんので、キーワードを設定した上でくくっているものです。

そして、四つ目のご意見、「あんしん・あんぜん」の施策数が多過ぎて、他とのバランスが悪いと。福祉は別にすべきではないかというご意見ですが、これは市民意識の多様化等により、施策の展開に当たっては福祉という縦割りではなく、横断的な取り組みが求められていると考えております。したがいまして、そうしたものに対応した施策のくくりが必要であると考えております。

この基本構想に関するご意見、そして再修正の内容は、以上です。続きまして、基本計画総論へのご意見と再修正の内容についてご説明します。意見の方はそのまま基本計画総論の再修正案をごらんいただけますでしょうか。表紙をめくっていただきました1ページ目、歴史を記述しております。こちらにご意見をいただいております。昨年発行された戦後の市史によると、文教住宅都市宣言は日赤誘致問題をきっかけにしていると。その点を明記すべきではないかというご意見ですが、総合計画の記述としては、現在の記述が適切であると考えております。

そして、この再修正案でいきますと、次の5ページになります。基本計画総論、再修正案の5ページになります。こちら(2)で将来人口の推計を記述しております。

こちらの方、修正案のところでのこの50万9,000人の後にただし書きを加えましたが、将来人口についてただし書きを追加することで、どう変わってもいいようにしたとも受けとれるというご意見をいただいております。このご意見を踏まえ、5ページにあるように、「なお、今後の経済状況等によっては住宅供給の傾向に変動が出て、転入転出等の傾向が変わることも考えられます」という内容に修正します。

それでは、この再修正案の6ページをお願いします。

こちらは、記述内容を精査して、修正するものです。下線を引いた部分、年少人口は平成24年をピークにその後減少し、高齢者人口は本計画の目標年度である平成30年にはその割合が20%を超えることが見込まれますという内容に修正します。

それでは、次の7ページをお願いします。経済指標と財政について記述している部分になりますが、このうち経済指標につきまして一つご意見をいただいております。修正案で記述していた景気につて短期的な後退局面に入ったとあるが、短期的とはどういう根拠か。総理の所信表明演説でさえ全治3年と発言しているのに、なぜ独自の判断をしているのかというご意見でございます。これにつきましてはご意見を踏まえ、直近の経済分析に基づき内容を修正しております。こちら下線を引いた部分になりますが、世界経済が減速する中で、景気後退の動きが続くと見られ、また世界的な金融危機の深刻化などにより、景気の状態がさらに厳しいものとなる可能性もあるという内容に変更しております。

続きまして、その下の財政のところになります。こちらは、ご意見を六ついただいております。計量経済学は、財政の長期的見通しを出すにはいい手法だと思うが、最近の経済状況を踏まえたGDPとするのか、記述の1.5%での計画にするのかというご意見です。また、個々の事業を見直したというが、費用は見込まないということか。915億円を捻出するということかというご意見です。そして30年までの財源は、市財政課が毎年出している3年から5年の財政収支見込みを使い、25年度までの財源を2倍した額を見込めばいいのではないかというご意見、計量経済学手法による予測を廃

し、予測値915億円を削除すべきである。財政課が作成した積み上げ方式による5年予測により慎重さを保持し、予測不能な未来に備えるべきである。また、3次総のように必要な財源を確保できる見通しはないが、努力するという記述にするか、予測どおりにいかなかった場合の選択方法を記述し、計画の信憑性を確保するべきであるというご意見。相変わらず計量経済学的手法ではじき出した915億円に固執しているが、掲載している名目GDP成長率のグラフを見ても、過去13年間で1.5%以上の名目成長率を達成したのは3年しかない。それが100年に一度の金融危機下でも1.5%成長するという根拠はどこにあるのかというご意見。そして、計量経済学的手法を用いた915億円について、推計した時期と現在の状況の違いを認識しているのか、予測自体を除くべきではないかというご意見。それらをいただいております。これらのご意見については、考え方に示していますように、まずこういう計画を策定するには、枠組みを決めていくことが必要です。今回の計画では、期間とか、人口、財政等がそれに当たると考えております。そして計画は、策定段階からその計画が確定するまでに時間の経過、タイムラグがあることから、どうしてもその間に状況の変化が生じます。一般的にはこうした状況の変化は計画を推進していく中で対応することになると考えております。したがって、まず財政の枠組みとして長期的な予測に適している計量経済学的手法によって推計した915億円は記述する必要があると考えております。

しかしながら、ご意見にありますように、現在の金融危機とも言われる経済状況を考えた場合、計画に掲げております個別事業の全部が実施できないことも予測されます。計画を推進していく中での対応だけではなくて、こうした財政状況にあることを記述する必要があると考え、記述内容を修正しています。それがこの7ページ、3の財政のところの内容になります。全面的に修正しており、計画の財政的な枠組みとして、今後10年間に道路や建物などの建設、いわゆる投資的事業などに充てることのできる一般財源は、普通会計ベースで約915億円と予測しております。これは長期的な予測に最も適している計量経済学的手法を用い、平成30年度の人口50万9,000人、G

D P 名目成長率を1.5%として予測したものです。しかしながら、平成20年10月現在の経済状況は、世界的な金融危機に引き続き、実体経済にもその影響が及びだし、景気の先行きは予断を許さないものとなっています。こうした状況を考えた場合、計画に掲げた事業・施策の全部を実施することが困難な状況も予測されます。このため、人・物・金といった経営資源を重点的かつ効率的に配分する行政経営改革などを進めるとともに、積み上げ方式による3年から5年の短期的な財政収支見込みを踏まえながら、適切な財政運営に努めますという内容に修正します。

それでは、この再修正案の8ページになります。

第3の市民の意識、このうち、2の定住意識につきまして修正案で評価に関する内容を追加しました。これにつきまして他市の調査結果を尋ねたが、修正案では前回調査との比較しかないと。これでは分析したと言えるのかというご意見ですが、事務局も他市での調査内容は調べましたが、それぞれの市において説明の仕方が異なっており、比較して分析することが困難であると判断しました。

それでは、こちらの再修正案になります。少し飛びますが、13ページお願いします。

第4の都市空間整備の基本的な方向です。新たに土地利用の基本方針を加えています。各論まちづくり編の37、良好な市街地の形成のところを第3部会においてご審議いただきました際、この記述内容を精査しなさいというご意見をいただき、そちらの方で各論37の内容を精査、再検討した結果、基本計画総論において土地利用の基本方針は記述しておくべきだということを受けて新たに記述するものです。

内容は、だれもが快適・安全に暮らせる都市の実現に向け、適切に土地利用を誘導する。本市の恵まれた都市環境や自然環境を今後も維持、向上させ、快適な市民生活と活気に満ちた都市活動が営われるよう市民・事業者・行政の共同を基本として、都市計画の土地利用制度や地区計画等の活用に努める。市街化区域は、既存の保有資産を有効に活用し、住宅・商業・工業等の適正な配分のもと、土地理由を誘導し、それぞれの地域の良好な環境の維持、向上に努める。



市街化調整区域は、新たな市街地の拡大を防止し、貴重な自然緑地等として保全に努めるとともに、既存集落について市街化調整区域の指定を基本に地域の健全な発展に向けた取り組みの調整を進めるという内容の追加をおこないます。

それでは、続きまして、次の14ページ、15ページをお願いします。

第5の事業施策の実施のところですか。こちらには、二つのご意見をいただいております。まず一つ目がふれあいを方向性にとどめたというのが、個別事業はやめたのかというご意見です。こちらは重点プロジェクトとして記述をしておりました事業で、必要な事業は残っておりますが、重点プロジェクトとしての位置づけは外したということです。そして二つ目が、重点プロジェクトという表現が廃止されたことは歓迎する。しかし、この事業施策の実施は構成上の混乱が目立つ。改めて整理することを求めるということで、一つ目が基本目標のふれあい感動は注釈で例示する程度のものか。二つ目が当初案のようにふれあい感動のためにハードもソフトもという位置づけが適当である。それを別々にしてしまうからわけがわからなくなるというご意見です。こちらは、個別の事業ではなく、取り組みの方向性として記述をしており、現在の記述が適切であると考えております。ただ、ご意見としては書いておりませんが、修正案をご説明した中で、この14ページの上の方にあります(1)から(5)のうちの(4)にある建物道路などの公共ストックとはどういう意味かというご意見をいただいております。表現としては公共施設の保有資産という内容に修正いたします。

それでは、続きまして、16ページをお願いします。部門別計画です。こちらには一つのご意見をいただいております。費用をかけて充実した部門別計画が策定されている中、総合計画が必要なのかと。総合計画の策定の意義は何かというご意見です。これにつきましては、市のすべての分野にわたる事業、施策について部門別計画が策定されているものではないため、総合計画は必要であると考えております。なお、部門別計画の説明には、ご意見を踏まえ、その一部を修正しております。それが16ページの部門別計画の説明文になります。市政の推進に当たっては、この計画及び各部局の部門別

計画が一体となって計画的な行政を進めます。この計画と部門別計画は相互に補完、連携する関係にあり、部門別計画では市が実施する事業を網羅的に詳しく位置づけていますという内容に修正します。

共通項目である構想・総論に対していただきましたご意見、そしてそれを踏まえた市の修正案の説明は、以上です。

上田副部長            ありがとうございました。

ボリュームが大きいですが、ただいまの再修正の中身についてご意見等がありましたらどうぞ。また、前回、余りにも最後の方の時間が少なかったのも、まだまだ十分に意見が言えていないという方もいらっしゃるかと思いますので、それらも含めて審議していきたいと思います。どなたからでもよろしくをお願いします。

田中（正）委員        ちょっと済みません。1回にまとめて言えるかどうかわかりませんが、まず、大枠で気になったところを一つ伺います。前回も少し発言しましたが、今回、財政をこの総論の中に持ってきていますね、各論の第2章は、特に変更等はなかったのでしょうか。途中で、事業計画の表は抜きますというご報告はいただきましたが、第2章の財政見通しと事業計画は項目として残るわけですか。

田村総合計画担当グループ長        前回、構成のところでご説明しましたが、第2章の財政見通しに関する部分は基本指標のところを持ってまいりまして、事業計画の表は除くとしておりました。あと事業の実施は、基本計画総論の第5、事業施策の実施のところを持ってくるという形に改めておりますので、原案にある第2章そのものは削除という形になります。

田中（正）委員        事業の施策実施のところを持っていくのですか。

田村総合計画担当グループ長        はい。この再修正案では14ページ、15ページになります。こちらの事業施策の実施の最初の出だし（1）から（5）に書いている内容です。基本計画を推進していくに当たって、こういう点に配慮して進めていくと。こういった内容がもともと計画推進編第2章のところ記述しておりました内容にな

ります。それをこの基本計画総論で記述し、財政見通しを基本指標で記述していますので原案にある第2章は削除するという事です。

上田副部長 計画推進編の第2章を削除して、計画総論の方に財政問題は移ったということですね。

田中(正)委員 そうすると、まず各論は第1章、第2章ではなく、計画推進編として9までが残ると。あとの表記は総論第5の事業施策の実施の部分をもってこの財政は終わるということですか。

田村総合計画担当グループ長 財政は基本指標のところですよ。

田中(正)委員 そうですね。この辺に関してはたくさん議論があり、大分審議会の意見を取り入れていただいているのかなという感はしましたが、前回の説明を私が理解できていなくて、その辺がどうなったのか確認させていただきました。

でも、相変わらず、915億円を予測するという事ですね。この成長率1.5%はちょっと譲れない、計量経済学的手法もどうしても譲れないということですね。枠組みを絶対に決めないといけないという主張ですが、計量経済学的手法によらなくても枠組みはつくれますよねという議論は平行線のままということですよ。私は、やはり915億円という予測は避けた方がいいということですよ。過大な見積もりだということ意見を再度述べたいと思います。枠組みが必要なのはわかります。ただ、その枠組みが過大な見積もりではないかということ意見を申し上げたいと思います。これがまず1点目、財政に関する確認です。

それと、きょうの基本構想の修正の中で、第5まちづくりの主な課題について、前回、これが追加され、この部会では余りそれに関する発言はなかったと記憶していますが、ほかの部会で意見が出たので、修正されているようです。この表を見る限りでは、修正すべきではないかという意見は、まちの活性化についてだけです。にもかかわらず、今回、がらりと変えてきている理由は、どういうことですか。なぜそれを変えたのかを教えてください。

田村総合計画担当グループ長 (5) につきましては、ご意見をいただいたので、直しております。ほかのところをなぜ変えたのかという件は、ご意見としていただいている、教育・福祉を柱立てすべきではないかと。福祉についても二つのご意見をいただいております。ここにも書いていますように一つの柱にはしませんが、ご意見を踏まえて教育でありますとか、福祉を全面に出したような記述内容に改めたということで修正しているものです。

田中(正)委員 今日、私もこれを見たので、どこがどう変わったのかはちょっと掴み切れませんでした。ざっと見た限り、ここで指摘されている事項を直しているのはいいと思うのですが、別に直す必要はなかったのではないかと感じておりますので、なぜ変えたのかをちょっと聞きたい。それは人によってとらえ方が違うと思いますので、これは私の個人的な意見です。別に前のままでよかったのではないかと意見を意見として申し上げます。その根拠も特にこの審議会で意見があったとかいうわけではなく、指摘というか、意見を申し上げたいと思います。

それと、前回に各論の修正点が示されたことから、前回に言うべきだったと反省しているのですが、私はこの部会の議論しか把握できておりませんので、それしかお話しできませんが、この政策、この項目の中で、まちづくり指標として少しおかしいという指摘があちこちにあったと思うのです。その中で、訂正していただいている部分ももちろんあります。今回、基本構想の中で成長拡大から質の向上へという部分を復活していただきました。再度お願いしなければならないと書いていたのですが、戻していただいたので、私はいいのではないかと考えています。そうであるならば、これから新たに箱物をつくりたい、つくらなければならないと考えている主要な施策の中に書かれている部分に関しては、これは一定検討する必要があります。表現としては検討するにした方がいいと思うのです。検討されないといけないと思いますが、まちづくり指標の中に箱物を1個つくりますという指標は、絶対に避けていただきたいと思います。ところが、いやそれは絶対つくるものだから、指標として載せますと書い

ているのです。絶対につくるものであっても、指標には載せなくてもいいわけです。その辺、改めて質問してもお答えできないでしょうから、これは意見にとどめざるを得ない。きょうは担当の方もいません。多世代ふれあいセンターなどは、なぜわざわざ今からつくらなければいけないのか、はっきり言って理解ができません。ふれあい感動だからとしても、センターをつくることだけがふれあい感動の取り組みではないでしょうという突っ込みをしたいところです。その辺もう一度改めてまちづくり指標に関して意見を申し上げたい。それと、いろいろな方がいろいろなご意見をおっしゃっていて、やはり今の段階で10年先のまちづくり指標をここに掲載するのは、ちょっと無理があるのではと思います。やはりまちづくり指標は、あせて設定しない方がいいのではないかということもあわせて意見として申し上げます。まちづくり指標をここに書く。絶対に書くと。各担当課のご答弁では、指標は10も20もあるのですが、あえてこの3つにしましたとか、3つも逆に掲げる必要はないのに、無理やり3つ掲げているものとか、そういうのが見受けられる中で、果たしてこれが本当に総合計画のまちづくり指標になるものかは、やはり疑問のままです。その辺もしご答弁いただけるのであれば、ありがたいと思います。各政策に対してというよりはまちづくり指標のあり方です。

田村総合計画担当グループ長          まちづくり指標をなぜ設定しているのかというところになりますが、それぞれ施策を推進していく中で、この10年間、重点的に何を指すのかを計画の中で示していく必要があると考えております。今後、施策評価等を実施しますので、その中でどれだけ進んだのか、その指標をもとに計り、進んでいなければ何が問題なのかも常に意識しながら施策の推進を図る。そういったことも考えておりますので、いろいろご意見は確かにいただいておりますが、やはりそれぞれの個別指標は設けていく必要があると考えています。

田中（正）委員          設けるのであれば、例えば、指標が10個あるのであれば、やはり10個を掲載しないといけないのではと思います。そういうふうを感じるわけです。

ただ、どう考えても誌面の中に10個書くことは無理だから、3つになるということにはわかります。でもそれだったら載せなくてもいいのではと。10個の目標があるなかでそういう決め方でここに載せるのは、ちょっとどうなのか。私はこれも疑問として払拭し切れていないということ意見を意見として申し上げたいと思います。

あと、このキャッチフレーズです。ふれあい感動の感動というところも、絶対に譲っていただけないみたいです。これには皆さん、いろんなご意見あるかと思いますが。感動でもいい、別にどうでもいいよという方もいるかもしれませんが、どうしてこんな目標にしたのかと将来言われないうちにも議論は必要です。主観的でかつ突拍子な目標。動的な目標を示したかったという記述があったと思うのですが、一層発展していく動的なまちの姿を示しているものですか、これは。もう少し何とかならないか。何も言わなければ意見がなかったととられてしまいますので、意見として申し上げます。とりあえず、今回の修正に関しては、以上です。

上田副部長            よろしいですか。ほかに。山田委員。

山田委員            きょうが最後ですね。

上田副部長            きょうが最後ですね。部会は。

山田委員            はい、わかりました。きょうが最後ですから、もう聞き入れていただいたことと、聞き入れていただけないことがあると思います。田中委員の関連質問にもなりますが、私も意見を言っておきます。財政の長期的な予測を立てる際には、この計量経済学的手法によるしかない。これは最適な方法であるというのは比較的理解しております。ただ、そうは言ったものの、具体的な数値として押し出された915億円が、今のさまざまな国際的な経済状況をかんがみたときに、果たして適切なのかという疑念があります。このような状況にもかかわらず、この915億円がそのまま出される、その辺がどうしても意見として言っておかなければならないと思いますので、申し述べておきます。計量経済学的手法は、それなりの評価をしております。

二つ目は、指標です。各論における指標の話ですが、あの内容を見ますと三つに限

定する意味も一応理解しております。こういうプランニングをするときはどうしても、大中小の三つを出しなさいという手法をとります。ただ、そうする場合は、中期的か短期的なケースです。3カ年でどうするかという場合に、数値に落とし込んだり、あるいは対策を検討したりする上で使いやすいのです。ただ今回は、10年間の指標を置いています。さらに、いろんな事業計画が3カ年で計画され、毎年変更があるにもかかわらず、あくまでも10年単位の目標値で進めるやり方は、少し計画としての整合性に欠けるのではないかと考えております。そのことも意見として言っておきます。

以上です。

林（佳）委員            キャッチフレーズですが、私もこの間の部会の後、キャッチフレーズってすごく大事だなと思いました。そしてよく考えたのですが、この間、先生が、市民の目を引きつけて総合計画に興味を持ってもらう言葉としては、これでいいのではないかとおっしゃいましたよね。田中さんが、それはだめだっておっしゃるのであれば、失礼ですがやはり対案を出された方がいいとすごく思うのです。私もここで意見を言うからには対案を出さないといけないと思い、いろんな言葉を考えましたが、なかなかこれといった言葉がでてきません。この間、先生がおっしゃったように、市民の目を引きつけ、総合計画に興味を持ってもらうことが一番大事だということから、私はこれに落ちつきました。田中さんが、どうしてもだめだとおっしゃるのなら、こういうのはいかがですかというように、幾つかお持ちにならないといけないと思います。これは意見ですが。

田中（正）委員            じゃあちょっと申し上げましょうか。

常本委員            いろいろ考えられたとは思いますが、逆にこういう抽象的な表現の方がかえっていいのではないかと思います。たしかに感動にはいろんな取り方がありますが、ふれあいも抽象的ですし、市としてもいろいろ検討した上のことだと思えます。むしろこういうキャッチフレーズは抽象的な方がかえって僕はいいと。具体的なものは中に入っていますので、これでいいと思います。

田中（正）委員 対案ということなので、私たちはキャッチフレーズというよりは、都市の基本目標に掲げ、本当にこれから10年間進めていかなければならないものは、やはり抽象的というよりは、むしろこれからも文教住宅都市をちゃんとつくっていけるものでなければなりません。守る部分、守らなければいけないもの、自然とかも守っていかなければならない、そういう意味でこれからも文教住宅都市でありつづけること、言葉としてこれが正しいのかどうかは、もちろん皆さんいろいろあると思いますが、最近よく使われる言葉として、持続していけるという意味での「持続可能な文教住宅都市」をこれからもつくっていくという文言の方がわかりやすいのではないかなと。持続可能も抽象的だと言われれば抽象的です。ただ、たぶん皆さんも、文教住宅都市が要らないと思っている人は絶対にいないと思うのですね。これからもやはり継承していくという意味で言えば、頭のふれあい感動は別になくてもいいのかなと。もっと言うと、文教住宅都市はいろんなことをもって文教住宅都市と言うのであって、いろんな要素があると思うのです。ふれあい感動はもちろん文教住宅都市の一つのいいところなのです。たくさんの自然があるのも文教住宅都市の一つのいいところなのです。要はいろんな要素を持つ文教住宅都市を持続可能なものにしていきましょうという意味合からすると、なぜふれあい感動だけを特出ししなければならないのかという思いがあり、意見を申し上げたのです。

新本総合企画局担当理事 ちょっとよろしいですか。ちょっと補足説明と言いますか、今のふれあい感動のお話の中で、市が文教住宅都市を放棄するとか、そういうことは考えていませんし、文教住宅都市は絶対に引き継いでいくと書いています。今、お話の中で、市は文教住宅都市よりもふれあい感動のほうを大事に思っているように聞こえたので。文教住宅都市はずっと守っていく。これは変わりありません。

田中（正）委員 そうではなく、ちゃんと文教住宅都市と書いてありますので、もちろんそれはそうなのでしょうが、ふれあい感動があるまちも文教住宅都市の要素の一つではないかと。それだけを特だしする必要があるのかということなのです。キャッ



チフリーズの中に、という意味で申し上げたつもりです。

暮松委員 何かきょうは最後に意見を言って終わりという感じですが、決してそうではないと思うのですよね。この場の意見もやはり修正の対象なり答申の内容であると。ただ単に、発言しておしまいということでは非常にもったいないと思いますね。私も、皆さんと同じような問題点を感じています。まず、ふれあい感動の議論があって、じゃあおまえ何か対案があるかと言われると、すばらしい対案などは持ち合わせていないわけですが、ふれあいはわかりますが、感動がもう一つひっかかるのですよ。西宮に住んで何が感動だということですね。決して西宮に住んでいること自体が感動を与えることにはならないわけです。ふれあいの中でいろんな感動を得るといのは説明がつきますが、感動だけを取り上げれば、西宮の住民が即感動の存在だなどとは決してだれも思っていないわけですから。そういう意味では非常に唐突というか、不似合いだと思います。また非常に情緒的な表現が先行しているので、今、田中さんからお話のように、もう少し具体性を持った表現が望ましいのではないかとの意見がありました。これは、最終的の12月議会までは時間もあることなので、別にこの場で結論が出なくてもいい、やはり皆さん方の意見は、より慎重に検討していただく必要があるのではないかと思います。したがって、意見を言ってもしょうがないよということではなく、これはやはり継続的にまだまだ考えていくべき問題だと思います。

それから、これは確認ですが、第2章の財政見通しと事業計画は、結局全部なくなるのですか。残すのですか。

田村総合計画担当グループ長 第2章そのものはなくします。

暮松委員 そうすると、先ほどのお話のように、今回の基本計画総論原案に、新しく経済指標が現在の厳しい経済情勢を踏まえて書き直しになっているわけですね。その辺の趣旨はよくわかるのですが、さっきから話が出ているように、915億円は残すと。そうすると、非常に矛盾が出てきます。915億円は正しいので、915億円を残すとしたならば、そのディテールというか、要するに915億円は何に使うのかというこ

とです。当初、第2章に載っていたような具体的な裏づけがなく、総額の915億円だけが必要で、なおかつこれは譲れないということになると、論理の一貫性がなくなるわけですよ。何のための915億円だと。915億円が正しいのなら、個別具体的な修正の見込みがあるとしても、第2章で言っていたような915億円の使い道が明らかに提案されていなければ、この915億円は意味がなくなると思います。だから、915億円も考え直すのなら、趣旨は一貫しているのですが、915億円だけは残し、詳細の使い道、また10年間の計画の具体性は一切、今回の総合計画には入れないということになると、なぜ915億円だけが残るのという基本的な疑問が生まれる。市民の皆さんがこれを仮に見たときに何なのかと、915億円という数字だけが踊っているが、これは何なのかと。だから、説明を省くという問題ではないということです。私はやはり前から具体的な数字は要らないという議論がありましたが、今回、最終的な結論として、915億円は残すが、具体性のある数字は一切ないということであれば、この915億円は意味をなさないし、市民に対する説明責任を果たしていないという基本的な問題が残ると思います。まずこれについてお答え願えませんか。

上田副部長            よろしく申し上げます。

新本総合企画局担当理事            915億円をなぜ残すかは、それが計画の枠組みであるという説明になります。その915億円は何に関連するのかということになると、基本計画各論の文章中に書いている事業施策、そこには個別の事業もあがっています。例えば、防災センターという言葉があがっています。つまり、各論に書いている事業施策、個別事業を実施する上では、915億円を枠に基本計画をつくっていますということです。だから、915億円分の投資的事業、いわゆる事業計画の明記を初めは考えていましたが、それは確定したものではないでしょうというお話ですから、事業計画は切り離しました。市民の方が基本計画各論に書かれている内容を見たときに、これはできるのかと、今の財政状況でできるという計画を立てたのかという質問が、当然出てくるわけです。だから、計画をつくるときの財政枠組みは915億円で、それを基

に基本計画をつくっていますと。ただ、現在の経済状況を見たときに、そのとおり財源が確保できるかどうか、予測不可能なところがあります。そのため、財政のところで書いている進め方で財政運営をしていきますということです。

暮松委員            いやいや、基本的な理解の違いというか食い違いは、各論の中にそれぞれこの計画は幾ら、この計画は幾らという数字が載っていますか。載っていないでしょう。私がいっているのは、915億円というふろしきはできているが、どうしてこの915億円になったのかということです。あなたの回答では、ふろしきの中を探せよと。それを全て足したら915億円だよと。これが、市民に対する説明になりますか。

新本総合企画局担当理事            よろしいですか。ですから、市の方は、事業計画としての915億円の明細を参考資料として出しているということです。

暮松委員            参考資料として載せるのですか。

新本総合企画局担当理事            載せません。あくまで参考資料として考えており、今回の審議会でも冒頭に資料でお出ししているわけです。

ただ、それを総合計画の中で関連づけて記述するのは問題があるというご指摘がありましたから第2章にあった事業計画は外しました。

暮松委員            いやいやそういう意見が出たのは知っていますが、その意見をね、

新本総合企画局担当理事            だから、そういう前提で整理をしているのです。

暮松委員            その意見を取り上げてすべて明細はふせてしまうことは間違いです。

新本総合企画局担当理事            いえ、ふせていません、それは。

暮松委員            では、どこに明細がありますか。

新本総合企画局担当理事            だから、参考資料として提示しています。

暮松委員            どこに参考資料があるのですか。

新本総合企画局担当理事            審議会の参考資料として提示しているということです。

暮松委員            そうではなく、総合計画の中に、そういう個別数字が載るのですかということを知っているのです。

新本総合企画局担当理事 当初から、基本構想なり、基本計画総論なり、各論のどこにも出ていません。もともと事業計画として第2章におつけしていたものも、総額は出していましたが、おっしゃるような明細ではなく、トータルでこれぐらいになりますよという話です。

暮松委員 ということは、第2章の財政見通しと事業計画は、あくまでも審議会の参考資料ですか。

新本総合企画局担当理事 いえ、違います。

暮松委員 そうでしょう、総合計画の一貫でしょう。

新本総合企画局担当理事 事業計画は審議会の参考資料ですという説明をしているのです。だから、総合計画書に載せるものではないが参考資料として提示していますという説明をしているのです。

参考資料として、1番初めに皆さんにお渡ししたと思います。インデックスをつけ、初めに構想があって、基本計画の総論があり、そのあとにこういう分界紙を挟んで資料1から順につけているものです。だから、これは前段の計画案に書いている内容を説明する資料としてつけているということです。

暮松委員 要するに私がいただいている基本計画各論、計画推進編というのは、参考資料そのものですか。

新本総合企画局担当理事 違います。計画推進編は現在、計画案から削除しているということです。

暮松委員 いや、だから、削除しているということは、私の議論の組み立て方が根底から崩れるのだけでも、そうすると915億円だけを残せばいいということですか。結論から言えば。

新本総合企画局担当理事 いや、だから枠組みとして915億円を出しています。

暮松委員 枠組みではないですよ。

新本総合企画局担当理事 いえ枠組みです。これは。

暮松委員 一つの数字だけで、そういう具体性のない数字を掲げて、計量経済学的には915億円が正しいよという数字だけを市民に伝えて、10年間915億円でやりますということですか。

新本総合企画局担当理事 ちょっと待ってください。だから、何度も言っているように。10年間で915億円になりますという言い方もできない状況にあるわけです、今はね。そういう記述は変えるべきだという皆さんからの当然のご意見もあったわけですよ。だから、今回、書いている内容は、915億円を基に10年間取り組みますとは一切書いていないのですよ。今回の修正案を見ていただければわかりますが、計画をつくった時点での枠は915億円でしたと。ただ、現実にはどう動いていくかわからないから、直近の財政状況を見ながら進めますということを書いているのであり、何も915億円で、10年間ずっといきますという言い切りはしていません。

暮松委員 それならば、ある意味では、915億円を書かなくても同じでしょう。この文章を見たら。

新本総合企画局担当理事 いや、だから。

暮松委員 915億円にこだわり、915億円を残す必要性などさらさないでしょう。これに書いているように長期的な予測は不可能だということですよ。実際は。そういう結論でしょう。

新本総合企画局担当理事 だから、それは市の考え方で説明しているように、計画をつくるときの枠組みにこういうものがあり、これを前提に基本計画各論の文章をつくっていますと言うために要るわけです、それは。

暮松委員 いや、しかし、いいですか。915億円が単なる予測値で実現可能性がない。これからの厳しい経済情勢の中では、その計画の根底が崩れてしまうと、あなたが言うように各論はすべて915億円を前提にでき上がっているのならば、計画のベースそのものが非常に不確かなものの上に乗っかっていると。これは私が最初の総会のときから言っている問題です。いかにその経済的な見通しが総合計画の中のベー

スとして大事だという議論と結果的に同じなのですよ。そうしたら915億円は残すと。各論はそれを基に進めると。だが、さっきあなたが言ったように、経済見通しで915億円はギャランティされていないとなれば、なぜそのような意味のない計画をつくらなければいけないのですか。

新本総合企画局担当理事      だから、さっき、ここに書いているように計画が、  
暮松委員      いや、わかりますよ。説明としてはわかりますよ。

新本総合企画局担当理事      だから、説明しているわけですよ。計画というのは初めに枠を決めて、いろんな事業施策を入れる。つまり計画に着手する時点の枠の決め方というのがあるわけです。策定時点では枠を決めないといけないわけです。その計画を積み上げていって、確定させていく段階です。これが1年半から2年を要します。そのために、現実問題としてギャップが生じるわけです。今回出てきている案は、1年半ないし2年前から基本計画の各論部分等について、いろんな積み上げをしてきているわけです。そして現時点、それらが計画確定の段階に来ているということです。今回、書いているように、その間には状況の変化がどんな場合も生じます。普通はそういう状況の変化が生じて、計画を推進していく中で、そういうものには対応していくのが今までの計画の進め方というか、考え方だったわけです。

ところが、915億円のままでいきますよという中で、軽微な状況変化ととらえるのか、大きな状況変化ととらえるのかとなれば、現時点は、大きな状況変化だから、そのことを踏まえた財政運営の記述にしているということです。

暮松委員      いやいやそれほど大きな変化だったら、総合計画など策定できないということですよ。第3次計画のときにも、最終的には計画と実績がくるったわけです。けど、それはある意味では状況により許容されるわけです。だから、計画そのものがある種の数字を前提に、組み上げなければならないという手法を守るのなら、それはそれでいいと思いますよ。だったら915億円で少なくともこういうことをやりたいと。ただ、こういう社会情勢の中では、変更があり得るし、修正もあり得るよと

言うのならわかるが、915億円だけを残し、細かいところは一切なしだよという議論はわからないということです。

藤田総合企画局長        ちょっといいですか。暮松委員がおっしゃっていることは、まさにこの計画総論の7ページ、財政のところを書いているわけです。きょう改めてお示したのですが、今おっしゃったこともここに書いていますのでご理解いただきたいと思います。

暮松委員        いやいや。説明としてはわかるが、ディテールが何もないということなら、計画そのものとして非常におかしいということです。市民は915億円がどこから出てきたのか知らないわけですよ。同時に915億円の中身も予備知識も何もない。ただ10年間で少なくとも915億円の事業は進めますよと。各論を見てもらえば、それぞれの中にその予算化されたものがありますよということではね。総合計画は、市民に出すのでしょうか。だれに出すのですか。議会に出したら終わりですか。

藤田総合企画局長        いやいや、もちろん議会にも出しますし、市民の方にも知っていただくものです、

暮松委員        市民のための計画でしょう。

藤田総合企画局長        いやいや、それは両方の側面がありますね。両方あります。議会にも説明し、市民にも知っていただく。

暮松委員        いやいや、議会の説明は議会の承認を得るということで、手続的な問題です。最終的には50万人なら50万人の西宮市民が今後10年間、どういう計画のもとにまちづくりを進めるのかを知るものです。我々はどういう生活態度をとればいいのかということがこの基本計画の中にあるわけですよ。だったらもっと市民に親切に説明しなければいけない。だから、さっきいったように、これは参考資料であり、このような明細は教えなくてもいいのだよと。おれたちの手法は915億円がまず出てきて、それを各論で裏づけているのだから、それでいいではないかというような非常に傲慢な姿勢で、市民に対するサービスは何も考えていない。

上田副部長 それはご意見として。3時からは次の部会がありますので。

常本委員 先ほどの、ふれあい感動ですが、感動がないと市民ではないという発想はちょっとおかしいと思います。それは個人の考え方です。

暮松委員 感動の前に財政の方を。

常本委員 最後まで言わせてください。

また、この場で決めずに先延ばしすればどうかという意見がありましたが、これはこの場で決めないといけませんし、次のことも全部まとめないといけない。あるいは次の予定もあるし、やはりこの場で決着をつけてほしいと思います。延ばしても一緒だと思います。それとやはり、感動、あるいはふれあい感動を与えるような市民をつくるためにもこういう総合計画を策定するわけでしょう。何も今ないからよろしいというものではないと思います。

上田副部長 常本委員のご意見ですね。

常本委員 これは僕の意見です。

上田副部長 菊池先生、手を挙げておられました。

菊池先生 この間、別冊を市議会の総合計画研究会からいただきまして、構成メンバーにはこういう議員さんが参加されているのだなと思いながら読ませていただきました。結局、このキャッチフレーズの問題は、やはり市が時間をかけてたくさんの方の意見を聞かれて、集約した中から出てきたということのようです。非常に未来志向で、ちょっと具体性がないという点もありますが、そもそもこういう基本目標というのはぼやっとしている方がいいのではないかなと個人的に思っているのですが、この目標でいいのではないかと。前文も読ませていただきましたが、研究会の方も大体同じような意味のことを書いておられますので、目標はこれでいいのではないかなと考えています。これは私の意見です。

上田副部長 もしなければ、私もちょっと時間がないので言いたいことがあります。本当は、前回発言したかったのですが。



暮松委員            ちょっと財政問題。

上田副部会長            その財政問題でちょっと発言をしたいのですが、私は、実はふれあい感動には、別にこだわっていません。余り関心がないと言えれば怒られそうですが、それはちょっと置いておきまして、市がなぜ915億円にこだわるのかどうしてもわからないのですね。議員の有志の方も意見を出されましたが、私も一委員として意見書を皆さんのご自宅に送ってもらいました。特にこの中の財政計画のところですが、実は9月議会で第4次総について一般質問をしました。結局、計量経済学で915億円を算出したと言いながらも、現下の財政状況が厳しいので、財政局がつくる財政計画をもとに当面、ローリングしていきますと。さらに5年後の中間時点で総合計画を見直しますと。そのときに後半5年間の財源見通しはどうするかと聞いたときも、計量経済学の915億円をもとに試算するのではなくて、そのときの財政計画に基づいてローリングしていきますということでした。結局のところは、計量経済学の915億円をもとにした指標は全く使われずにこれからの10年間は取り組むという答弁があったところです。だから、本当に何のために要するのか全くわかりません。

今、ずっと聞いていて、新本理事は、915億円とそれを出さなければならない理由として参考資料でついている事業計画との整合性を言われました。一つは本編に載せ、一つは本編にも載っていない資料扱いです。これを一体化させようというところに無理があると私は思います。しかも、この部会でも議論があったように、例えば、いろんな施設をつくっていくという各論部分の議論でも、実は後期に実施するのではなく担当課としては、前期に実施したいといういろんな希望が出てきていましたよね。わかば園を早くしたいとか、二重計上されている金額もありました。そういうことから事業計画そのものの信憑性が疑わしいし、そういうものをいつまでも後生大事に持ち、これがあるから915億円は消せないという論法は、間違っていると思います。

きょう配られた前回の修正案ですかね。前回の分しかよく見ていませんが、基本計画総論の第5、事業施策の実施のところに、5項目書いてありますね。計画推進に当

たつてはということで、13ページのところにあるのですが、ただし将来の財政を見通すことは極めて難しい状況にあるため、基本計画の事業施策の実施に当たっては、直近の財政状況を踏まえ、毎年見直しを行う3カ年の実施計画及び予算編成の中で事業施策の取捨選択などを調整しながら進めますと。柔軟かつ適切な財政運営に努めますと書いてあるわけです。つまり、事業計画は一応別冊として存在するが、実際にはそのときの財政状況を踏まえて取捨選択しながら進めますと言っているわけです。この一文からしても、必ず915億円の数字を出すことに固執する必要は全くないと私は思うのです。実際ここに書いてあるのは、そのときの財政状況に応じ、どの事業を進め、どの事業を省くかを選択しますと言っているのですから、何も別冊になっている事業計画に縛られる必要はないと思います。ですから、やはり何人かの委員さんがおっしゃったように、例えば、ここの記述で言うと、長期的な予測に最も適している計量経済学的手法というのがあるが、現下の世界金融状況等を踏まえるならば、これから10年間については財政当局がつくる財政計画をもとに3年ローリングで事業の取捨選択等を行っていきますということを書けばいいわけです。そういう記述と今申し上げたこの第5、事業施策の実施、13ページ等はそれで整合性がつくわけですからね。何も問題がないと私は思います。それについての意見を聞かせてほしいのと、もう一つは、今、言っていました事業計画ですよ。計画推進編第2章そのものがなくなったのですか。もうなくなったのでしょうか。事業計画は別冊にあると。これは参考資料ですということですが、いつこの参考資料が息を吹き返すかわかりません。そうなれば、何がどう出てくるのかわからないということになるわけです。各論で議論しましたが、各論にはあくまでも数字が出ていませんよね。方向性です。例えば、わかば園を整備したいとかは方向性ですよ。それだけですよ。それに基づいて参考資料に事業計画があるとのことですが、この事業計画はやはりぱっさりと捨て去るべきだと思います。各論で方向性を出しているのですから。その時々々の財政状況に基づき、その方向性にあった施策のうち、何をどう取り上げていくかを議論して決めればいいわけですよ。

別冊の事業計画は、全く意味がないと思います。それは参考資料としても添付する必要はない。添付するべきではないと私はと思いますが、そのあたりの見解をお聞きしたいと思います。

まだまだ言いたいことがあります。第3次総合計画の総括は不十分です。とても不十分です。かなりつけ加えられておりますが、後ほど私は文書を出したいと思っておりますが、財政の問題についてはやはりそういう形できちっと整理した方がいいと思います。その件についての見解を聞いておきたいと思います。

新本総合企画局担当理事            よろしいですか。

まず1点目のお話の中で、915億円が事業計画とリンクしているというお話です。915億円は書かなければいけないのではないかとということですが。そうではありません。私が、初めに言ったのは、915億円には基本計画各論に書いている事業もあるし、施策の方向性も書いています。要するに 1 から 42、あるいは計画推進の事業を進める前提として915億円という枠を示さないといけないので、これが必要ですよというお話をしたわけです。そのときに、その基本計画各論に書いた個別的な明細はないのかという暮松委員のお尋ねがあったので、事業計画がありますとお答えしたまでです。ただ、その事業計画はあくまでも大枠を決めているものですから、当初は総合計画に入れていたが、すでに事業計画の記述は外しましたという説明をしているわけです。ですから、あくまでも事業計画は、事業費についても、向こう10年で取り組む事業費を精緻に精査した数字ではありません。つまり、一定概括的な数字でこういう事業を予定していますというものですから、今おっしゃるようにその中で掲げているものを実施するかしないか、それは実施計画の中で議論するということです。

上田副部長            ですから、暮松委員がおっしゃったように、この各論の中には数値が入っていないのです。幾つかの事業名は入っていますよ。全部ではありません。どういう事業に取り組むのかという方向性は出ています。数字も入っていないわけです。数字が入っているのは別冊になっている参考資料の事業計画です。これは

914億円になっているのですよ。だからこれとの整合性を図ろうと思えば、915億円は全く必要がないということですよ。915億円の説明をしようと思えば、別冊を持ってこないことには整合性が取れないということですよ。

新本総合企画局担当理事      いや、そうではないと思います。というのは、事業計画の中には、市街地の整備に書かれているそれなりに経費のかかる事業が出ているわけです。例えば、広域幹線道路の整備とか、そういう方向性です。

上田副会長      方向性は出ています。

新本総合企画局担当理事      方向性ですが、そうしたらその拳がっている事業は全てできるのかという議論が出てくるわけです。だから、それは一定の枠の中で考えていますよということです。その枠はどうして出したのかということです。

上田副会長      だから新本理事の話には無理があるのですね。915は歴然たる数字です。数字なのです。これに見合うものが各論に入っていないでしょうということを皆さん言っているのですが、「いや入っている、この中身だ。これが915億円だ」と言いはるわけですが、その意味合いがよくわかりません。

9月議会で第4次総についての質問をしました。財政課がことしの2月に出した財政計画の平成25年度までの収支試算表を見て、これは確か2%で伸びを見ていますが、例えば、現在、このような経済状況ですから、伸びをゼロベースで見たらどうなるのですかという質問をしました。2%の税收を見た場合、実質収支額は25年度でプラスの9億円なのです。ところが、経済成長率をゼロベースで見た場合は、マイナス48億円になります。これは単なる自然収入を平成20年度と同じ金額だと見た場合です。今、株価が暴落していますよね。西宮の中には高額所得者がたくさんおられて、株の配当金等でたくさんの利益を上げている方も多いのですが、かなり大損されているのではないかと。そうなればもっと税收が減ってくる可能性があるのですね。

それはちょっとわかりませんが、ゼロベースで見た場合に、48億円のマイナスになると。915億円の余剰財源どころか、大変な事態になるよということです。これがも

しマイナス1%になればどうなるのかも今頼んで作成してもらっています。今まさに今回再修正された文章の中にあるように、大変な世界的な財政危機の状況が続いているということですから、そのことを踏まえた総合計画にしなければいけない。915億円なんていつの話のことだということで、むしろ総合計画全体の信頼性にもかかわってくると思うのです。

だから、実際、この財政見直しを検討したときと、今とでは随分違っているから、事前修正をかければ当然、このような数字は使えないということになるはずだと思うのですよ。だから、今の実態にふさわしい事業のあり方を、ここに修正してきましたと書いてあるとおり、今後、この方向で進めていけばいいわけであって、その前提となるのは915億円ではないはずですよ。

時間がありませんが、私はやはり市当局のかたくなな態度が非常に問題だと思います。特に総合計画は、どれくらいの規模の事業を行うのかが一つの大きな柱ですよ。そのためにはどういう財政状況だということを厳密にとらえて記述していかなければならないと思います。これについては、皆さんもそれぞれ意見を言われており、もうこれ以上は言わなとおっしゃっています。意見書はあがってくるのかなと思ったりするのですが、私もまた再度意見をあげたいし、非常に問題があると思っています。

これは意見として言っておきます。残り時間が15分ほどですがどうぞ。

田中(正)委員        最後にもう1点、この見直しについてどう思いますかという内容だったので、ちょっと質問を避けたのですが、最後に、上田副部長さんがおっしゃられた答申の進め方を少し確認したいのです。それは後で話があるのですか。じゃあ結構です。

暮松委員        田中さんどう思われますか。要するに915億円を出して、明細は出さないというその意見は、田中さん賛成ですか。

田中(正)委員        ここで私がお答えしてもいいのかがどうかがあります。

暮松委員        いや審議会の委員として、それでいいのかを聞いているので、議員

だからということではありません。

田中（正）委員 915億円は、先ほども申しましたが、最初の大枠を決めないと計画は立てられないという中で、成長率を1.5%と見込んだ段階で、それはちょっと過大見積もりではなかったのかなと感じます。おっしゃられるとおり、まず事業費の枠組みを決めてからでないと計画はつくれないというのも、実務者レベルで言えば確かにそうかもしれません。最終的にできあがったものを市民の皆さんに見ていただくという形になると思うのですが、その中でどっちが先なのもあり、最初は915億円で見積もりましたということを書かなくてもいいのかなと。実際に、今後10年間、この基本目標に従って市政を進める中で、各論に出てくることに取り組もうと思えば915億円かかると。これに取り組むためには915億円が必要だと。逆に言えば、今後の成長率は1.5%が必要なわけですよ。変な言い回しになりますが、そういう理解でよろしいですよ。

新本総合企画局担当理事 これを進めればではなくて、ちょっと話は逆です。これだけの枠があるからこれだけの事業を考えたということです。

田中（正）委員 それはこれを策定していく流れの中で出てきた話であって、最終的に計画が完成するときは、その枠組みはあくまでも想定であり、これからはこういう計画を進めるといえるものができあがってくるのではないですか。そのためには、今ここに書かれているように財源がこれだけ必要になるので、今後の経済状況を見ながら、また各論の中身も見直さなければいけない部分もあるという表現にしておけば、誤解はないのかなと思います。暮松委員のおっしゃられることは私もよくわかります。唐突に915億円だけが出てくると。参考資料でいくら書いてあっても、というのはわかります。私は第3次のときの議論に加わっていませんので全く知りませんが、こういう計画書が完成するとき、この中で財源の大枠は915億円ですよということがさらりと書かれてある場合、どこから出てきたのという疑問を持たれるのは当然です。

新本総合企画局担当理事 ですから、また同じ説明になりますが。

田中（正）委員       それを説明するために、ここのあとに資料編をつけますという  
ことですね。

新本総合企画局担当理事       そうではなく、おっしゃっているその915億円をな  
ぜ載せるのかは、この計画の財政的な枠組みは915億円で作りましたよというこ  
とをまず初めに書いておかなければならないということです。

田中（正）委員       それが1.5%を見込んだ数字であり、そこに問題があったとい  
うことです。前回おっしゃられたように、2年前から策定していて、その期間の中  
で作りあげてきたというご発言がありましたが、それはそのとおりでしょう。それ  
なら、そのときに、何らかのアクションがあってもよかったのではないかと思うの  
です。それは2年前に設定したことだから、今さら言わないでほしいということは  
ちょっと乱暴だと思うのです。僕らはこれを見せられたときに、915億円はちょっ  
と過大見積もりではないかという意見が言えないわけでしょう。

新本総合企画局担当理事       よろしいですか。そういうご意見はこれまでもお聞  
きしていますし、市はどのような考えかということも説明させていただいています。

暮松委員       新本さんが915億円を譲れないというか、これに固執するのは、各  
論の中でそれぞれのチームというか、部局が予算化して、それをサムアップしたも  
のが915億円だからですよ。私、この前の各論の中で、防災センターか何かのとき  
に、どのくらい予算を組んでいますかと聞いたとき35億円の返事がありました。箱物  
が何か30億円で、その防災機器が5億円だと言っていた。各論の中で、予算の話  
が出たのはそのときだけです。実はこの30か40施策が知りませんが、その各論  
の作成過程で各部局は自分たちの仕事とそれに伴う予算を当然試算しているわけ  
ですよ。それをサムアップというか、合計したものが実は915億円になっている  
わけです。計量経済学か何か知りませんが、915億円という余剰財源が出るとい  
う計算もありますし、どちらが先かはどうでもいいのです。いずれにしても各  
部局は、10年間の仕事について予算上の計算を当然しているわけですよ。それ  
を、この総合計画として市民に示すときに、

どういふお金の使い方かは教えないよと。ただ10年間で915億円ほど使うよと。それで納得してくださいよといわれても市民は納得できますか。

新本総合企画局担当理事      だから、もうよろしいか。先ほどから説明しているように、915億円を市が使いますとは一言も言っていません。

暮松委員      それならなぜ載せるのですか。

新本総合企画局担当理事      だから聞いてください。各部局が積み上げたのが915億円かというお話ですが、それも逆です。これだけの枠しかないので、各部局がそれを超える要求を出してきていますがそれを削り、この範囲内におさめて基本計画を作成しています。

暮松委員      それはそうでしょう。

新本総合企画局担当理事      それともう一つ、10年の予算化、予算化と言われますが、今の市の制度では、10年後のこの事業につけられる予算は、一つの考え方であり、予算としてオーソライズされたものではありません。市はすぐに取り組みたいという思いはもちろんあります。しかし、制度的に財政は単年で考えます。ですから10年先の事業が、現時点で予算化されていることはあり得ないのです。

もう一つ、3年分の実施計画は市が一定ローリングしながら議会にもその内容を報告し、3年目にはこういうことに取り組みますという考えを示しますが、それ以上の長期計画はありません。

暮松委員      3年間は組み上がっているわけですか。

新本総合企画局担当理事      いいえ、これからです。

暮松委員      これからでしょう。

林(佳)委員      素人でわからない者から少し言わせていただくと、これを読み市民として、この915億円はというこの2行でわかるのですが、今、このご時世ですので、2年前から考えておられて、果たしてこの50万9,000人と1.5%がいいのかという論議をしないと、915億円はだれが考えたではなくて、この数字で多分計算して数



字が出てきているのですよね。だから、おっしゃったように、この数字がいいかの議論になると思うのです。だから、その数字をこの時勢なのでお聞きした方がいいのか、今またすごく悪いときなので、ここでみんなすごく来ると思うのです。これがどうなるのかわからないが、でも来年すっとよくなるとも思わないので、皆さん、ご心配だと思うのですよ。だからこの数字をここに載せて行くかを論議するべきだと思います。

上田副部長            すいません。本当に皆さん、この数字に大変関心を持っておられ、これでどうなのかなといういろんなご意見があると思うのです。時間が十分にありませんので、この後のこの部会のまとめ方等にもかかわってきますので、ちょっとまとめの作業と言いますか、いろいろ言ってもまだ反映されてないことがたくさんあると思いますが、そういうことも含めて10年前に総合計画をまとめられたときの取り扱いはどうだったのかについて、当局から説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長            資料をお配りします。お手元に配っている資料を見てください。まず答申と附属資料の2つのインデックスを張っております。答申の1枚後につけておりますのが原案の修正案です。そちら表紙とその後に見本という形で、各部会では修正案として下線を引いておりましたが、最終的には原案とそれをどう直すのかという対比表をつくります。見本は3枚目についています。その修正案と表の答申書の表書きが一つの答申になると考えております。

そして、附属資料として、その後にいただきました意見、そしてそれに対する市の考え方、今まで各部会において、共通項目や各論でお示しした内容、審議会におけるすべての意見をまとめ、それを答申の附属資料として提出することを考えております。

前回の例でも、そういった形でまとめましたが、自分の意見が要約され、あちこちに散らばっているため、それをまとめて言いたい、改めて主張しておきたいという意見がある場合は、意見書という形でお出しいただき、附属資料につける形で答申につけて市の方に提出していただく形をとっております。説明は以上です。

暮松委員            問題のその答申は5日に出るのですか、出ないのですか。

新本総合企画局担当理事 5日に出したいと思っています。

暮松委員 それはだれが書いているのですか。

新本総合企画局担当理事 今までにご説明している内容をまとめるということです。

暮松委員 だれがまとめるのですか。

新本総合企画局担当理事 それは事務局がまとめます。

暮松委員 そうですか。本当の答申は、各部会から答申の起草委員を出し、ここで出すべきですよ。今、聞いていると、おまえたち意見あるなら附属資料につけるから出しなさいと。本来は答申そのものの中に我々の意見が入らないと何も意味がないわけですよ。附属資料としてこういう意見もありましたというようなものを何枚重ねても意味がないわけですよ。だから、もっと我々の意見を入れて答申原案というか、答申そのものを書くべきなのです。

新本総合企画局担当理事 ですから、今まで議論している中で、十人十色のご意見があるわけです。だから、その中で、どうしてもまとまらないご意見もあるわけですよ。例えばこの部会の中でも、現実の問題としてありますように。

暮松委員 まとまらないのは妥協しないからまとまらないのです。

新本総合企画局担当理事 そういう状況がずっと続いてきているわけです。

暮松委員 意見を取り入れないからまとまらないだけです。

新本総合企画局担当理事 いえいえ、だからそういう取り入れ方が市のほうではできないわけです。この方がおっしゃるから取り入れましたと言ったら、何を書いているのだという話になるわけです。だから、一定の成案をつくる必要がある。

それと今の起草委員会に変わるものとして、私どもは正副会長、部会長会議を考えており、その中で今、暮松委員がおっしゃるような意見も含め、どう整理していくかを決めていこうとしています。ですから具体的な案をつくるのは、時間的にも労力的にもかなり大変なものになります。ではだれが起草委員になり、どういう考えで書く

のかと。例えば、2部会の今までの議論を、どう整理するのかと。それは起草委員になられた方も大変だと思います。それはね。

暮松委員            ということは、正副部会長が起草委員になるのですか。

新本総合企画局担当理事            いや、だから起草委員のかわりをしていただくという事です。

暮松委員            次回で成案がいきなり出されるのではないですか。

上田副部会長            明日、正副部会長会がありますので、多分、そこに当局がまとめた答申案が出てくるものと思います。修正をかけたものが出てくると思います。

暮松委員            それはおかしいのではないですか。

上田副部会長            確かにおかしいですよ。

暮松委員            正副部会長だけが審議会の代表として事前に答申案を審議するというのはおかしい。総会で50人なら50人が集まった中で、審議するならわかるのだが。

新本総合企画局担当理事            だから、最終は総会ですよ。ただ、おっしゃるように起草委員会でも初めは自分たちだけで案をつくるわけですよ。

暮松委員            だれもその正副部会長が起草委員だとは言っていない。

新本総合企画局担当理事            いえいえ、そういう話ではなく、最終は総会で確認していただきます。

田村総合計画担当グループ長            改めて文書を起こした形で、それを答申として市の方に出すことをイメージされているのかもしれませんが、お示ししているように、答申の表書き、文書はそこに書いている内容です。そして答申としては、その表書きと今までの審議を受けて原案の修正点をまとめたものを考えております。

暮松委員            第3次の答申を見ましたが、そのようなものにはなっていませんよ。

新本総合企画局担当理事            いえいえ、そのとおりにしています。

田村総合計画担当グループ長            第3回は確かに文書部分がついておりましたが、今回は、原案そのものに対する活発な議論をいただいていますので、それらをまとめ

る作業時間がないため、今回はその表書きと修正案を持って答申にする考えです。

上田副部長 きょう出されております答申の表書きですが、これについてのご意見等はありませんか。これによると、各委員から多くの意見、要望が提出されていますというところの中に、ここでの議論が前提かなと思ったりもするのです。例えば、議員有志の方とか、あるいは私とか、第4部会の坂さんとかは具体的な意見を文書で出しています。そういったものを尊重してくださいということもどこかでわかるように書いてもらわないといけない。ここでの意見だけではなく、その取り扱いを何とかしてほしいと思うのです。

常本委員 僕は少し違います。やはりこれは審議会の意見ですからね。例えば、議会としての意見もあるでしょうし。

上田副部長 私も審議会の委員です。

常本委員 例えば、我々は、議員さんが出された資料は検討していないわけでしょう。ここでは。

上田副部長 それぞれの意見として出しているわけです。

常本委員 それを尊重してほしいと言われたら、それは筋違かなと思います。

上田副部長 本編に入るかどうかは別ですよ。

常本委員 そういう意味ですよ。

上田副部長 やはり意見としてちゃんと加味してくださいということです。

新本総合企画局担当理事 市の考え方は、答申書と附属資料をつけています。附属資料が、一つはそのひな形と後にお出しいただく意見書、この2種類を附属資料として考えています。ですから別添附属資料の中には、市が要約した意見とその考え方の部分、全員ではないと思いますが委員さんからの文書、その両方ということです。

上田副部長 附属資料は、計画書冊子には入らないのですよ。前回も私のところの西村議員と御幸議員が修正案を出して附属資料になったのですが本編には入っていません。だから、市民は目にすることができないのです。きょう一緒に配っても

らった中に原案に対する意見ということで、会長あての文書を出してくださいと言うことだから、それがあれば出す。それは附属資料ではなく、何らかの形でホームページ、あるいは計画書の中できちっとそれぞれの意見が市民の皆さんの目に触れるように取り扱ってもらいたいと要望しておきます。ほかの委員さんどうですか。

田中(正)委員 おっしゃるとおりだと思います。有志で出した案は議案ではありませんので、訂正してもらいたいのです。あくまでも僕らでつくってみましょうという研究会でつくったものです。それを皆さんにお配りしてお知らせしただけです。それが今の段階での私の意見だというそんな乱暴なことを言うつもりはございません。逆に今おっしゃられたとおり、各意見を文書で出してくださいというのはいいことだと思うのです。少し理解できなかったのが、市でひな形をつくりますのでとおっしゃいましたが、そのひな形はこれだということですか。

田村総合計画担当グループ長 それです。別にそれを使っていなくても、その内容が入っていれば、別にどんな形でも結構です。

田中(正)委員 例えばこの部分をこう直してほしいというようなこの表のようなものでなくてもいいということですか。

田村総合計画担当グループ長 そうです。

新本総合企画局担当理事 意見がバラバラに入っていますから、自分の考えで文書にするとこうなるということですから、普通は文書の形になっていると思います。

暮松委員 もう一度確認します。この意見は、上田さんがおっしゃったように、全部基本的には計画に載るのですか。

新本総合企画局担当理事 いえいえ、ですから今言います計画というのが総合計画書という意味ですか。総合計画書には載りません。

上田副部長 載せるように検討してくださいと言っているのです。

新本総合企画局担当理事 だからそれも含めて検討しますが、ただどういう形で市民の方にお知らせするかは検討が必要です。

上田副部長 せっかく皆さん、これだけ長い時間をかけて議論してきているわけですからね。やはり市民の皆さんの目に触れる形を設定してほしいと思います。

新本総合企画局担当理事 どういう形で出るのがいいのか、今はわかりません。

田中（正）委員 この意見はいつまでに出せばいいのですか。

田村総合計画担当グループ長 今後の予定にもかかわりますが、明日、正副部長会を開催します。そして総会は、案内を送らせていただいておりますが、前のご説明では11月6日と言っておりましたが、5日の9時半に変更させていただきます。申しわけありませんがよろしくお願いいたします。

したがいまして、その意見書は、その総会の前日、11月4日までに事務局の方へご提出いただきたいと思います。

暮松委員 ファクスでもいいですか。

田村総合計画担当グループ長 結構です。

上田副部長 では少し慌ただしい日程となりますが、もしご意見がおありの場合は、11月4日までに事務局の方に何らかの形で提出していただくと。その取り扱いは改めて検討するという事です。

田中（正）委員 まだ検討なのですね。

上田副部長 いやいや、附属資料をどうするかということが検討です。

新本総合企画局担当理事 どう市民に示すのか。その方法ということです。

上田副部長 今までは一切市民の目に触れなかったのです。

田中（正）委員 原案を別紙のとおり修正されたいと書いてあるが、これは事務局がおつくりになるわけですね。

上田副部長 これですね。

田中（正）委員 これを事務局さんの方でつくっていただき、それが別紙の内容なのですね。

上田副部長 答申の中身になるものですね。

田中（正）委員 上田副部長さんは、この意見も加味するというをここに書いてほしいということですね。

上田副部長 それは間に合わないのですよ。これには載らないが、私の意見はこうですよということをちゃんとと言うということですね。

暮松委員 これはあれですか。この第2部会以外の議題についての意見も出していいのですか。

上田副部長 各論のところですね。

暮松委員 要するに私は、第1部会に提案していますので、そういう問題を入れてもいいですね。

田村総合計画担当グループ長 結構です。

上田副部長 時間がまいりましたが、その方向で11月5日の総会に向けて準備をしていただきたいと思います。

閉め方がちょっと難しいのですが、私も第2部会の副部長ということで、明日、正副部長会があります。一応、今までの皆様のご意見等を踏まえて、何らかの形でどうまとまるかはまだわかりませんが、明日の正副部長会でまとめさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上で、本日の第2部会の審議はこれで終了したいと思います。

今後の予定は、よろしいですね。

それでは、第2部会は本日で終了いたします。限られた期間でしたが、本当に長い間のご議論、ありがとうございました。できるだけいいものにしたいという熱意が、本当によく理解できました。最後にそのことを当局にお伝えして、第2部会はこれで終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

新本総合企画局担当理事 市の方からも一言だけ申し上げます。

7月末の暑い中から間に9月の空きがありましたが、三月に及ぶ期間、しかもこの部会は他の部会と違い、審議いただくボリューム、項目も多く、いろんなご意見をい

ただいたこともあり、臨時の部会を開きましたが、一応きょうで終わりになりました。これまで本当に熱心にご議論、ご審議いただきまして本当にありがとうございました。これから、総会という手順を踏んでいきますが、いただいたご意見等は、今の予定として12月に議案として総合計画を確定したいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。本当にどうもありがとうございました。

(閉会 午後3時08分)